

電気設備の技術基準の解釈【第21条 高圧の機械器具の施設】において、「危険である旨の表示をすること。」と規定されており、標識の設置の義務が規定されています。また、改正FIT法において、低圧の太陽光発電設備の場合も、「外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。」と規定されました。

「危険高電圧」標示看板



「関係者以外立入禁止」標示看板

